

## 石巻圏域子ども・若者支援地域協議会設置要綱

### (目的)

第1 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により、石巻圏域において社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、石巻圏域子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 子ども・若者の支援に係る相互連携・協力に関すること。
- (3) 子ども・若者の支援に係る研修、広報・啓発に関すること。
- (4) 子ども・若者の相談援助活動に従事する機関及び団体への支援に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3 協議会は、別表に掲げる関係機関等（以下「構成機関」という。）で構成し、構成機関から選任された者をもって充てる。

- 2 協議会に会長を置く。
- 3 会長は環境生活部共同参画社会推進課長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会の事務を総括し、協議会を代表する。
- 5 会長に事故があるとき、又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

### (会議)

第4 協議会は会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、第2に掲げる事項のうち協議会の全体運営に関する事項について協議する。
- 3 会長は、必要に応じて協議会の構成機関以外の者に対し出席を求め、必要な協力を求めることができる。

### (子ども・若者支援調整機関)

第5 法第21条第1項に規定する知事が指定する子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）は、宮城県環境生活部共同参画社会推進課とする。

- 2 調整機関は、次に掲げる事務を行う。
  - (1) 協議会に関する事務の総括及び連絡調整
  - (2) その他支援を円滑に推進するために必要な事項

### (子ども・若者指定支援機関)

第6 法第22条第1項に規定する子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）

は、特定非営利活動法人T E D I Cとする。

- 2 指定支援機関は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 法第15条第1項第1号に掲げる支援の実施
  - (2) 支援に関する実践的・専門的な情報の提供
  - (3) 調整機関と連携した協議会の運営
  - (4) その他子ども・若者に係る必要な支援

(実務者会議)

第7 協議会に実務者会議を置く。

- 2 実務者会議は会長が招集し、議事進行は調整機関が行う。
- 3 実務者会議は、構成機関の相談援助活動に従事する者をもって構成し、第2に掲げる事項のうち、相談支援業務に関する事項について協議する。
- 4 会長は、必要に応じて協議会の構成機関以外の者に対し出席を求め、必要な協力を求めることができる。

(個別ケース検討会議)

第8 協議会に個別ケース検討会議を置く。

- 2 個別ケース検討会議は、指定支援機関が個別ケースについて支援方針の協議等が必要と認める場合に開催することができる。
- 3 個別ケース検討会議は指定支援機関が招集し、指定支援機関が協議の進行及び総括を行う。
- 4 個別ケース検討会議は、指定支援機関が必要と判断した構成機関及び構成機関以外の関係機関等から選任された者をもって構成する。
- 5 個別ケース検討会議での協議に必要な情報の収集は、指定支援機関が行う。

(秘密の保持)

第9 協議会の構成員及び会議の出席者は、法第24条に規定する秘密保持義務を負う。

(経費負担)

第10 協議会に係る経費については、協議会及び実務者会議の運営に係るものを除き、各構成機関において負担する。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

宮城県保健福祉部子育て社会推進課
宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課
宮城県保健福祉部精神保健推進室
宮城県教育庁義務教育課
宮城県教育庁高校教育課
宮城県教育庁特別支援教育課
宮城県東部保健福祉事務所
宮城県子ども総合センター
宮城県東部児童相談所
宮城県精神保健福祉センター
宮城県東部教育事務所
宮城県総合教育センター
宮城県立石巻支援学校
宮城県石巻警察署
宮城県河北警察署
石巻市保健福祉部健康推進課
石巻市保健福祉部保健福祉総務課
石巻市保健福祉部障害福祉課
石巻市保健福祉部保護課
石巻市保健福祉部子育て支援課
石巻市保健福祉部子ども保育課
石巻市保健福祉部総合相談センター
石巻市産業部商工課
石巻市教育委員会学校教育課

石巻市教育委員会生涯学習課
東松島市総務部市民協働課
東松島市保健福祉部福祉課
東松島市保健福祉部高齢障害支援課
東松島市保健福祉部子育て支援課
東松島市保健福祉部健康推進課
東松島市産業部商工観光課
東松島市教育委員会教育部教育総務課
東松島市教育委員会教育部生涯学習課
女川町健康福祉課
女川町産業振興課
女川町教育委員会教育局
仙台保護観察所
石巻公共職業安定所
石巻地域若者サポートステーション
社会福祉法人石巻市社会福祉協議会
社会福祉法人東松島市社会福祉協議会
社会福祉法人女川町社会福祉協議会
特定非営利活動法人T E D I C（指定支援機関）
特定非営利活動法人S w i t c h
特定非営利活動法人ベビースマイル石巻
一般社団法人パーソナルサポートセンター
宮城県東松島高等学校
石巻市子どもセンターらいつ

石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみ
一般社団法人イシノマキ・ファーム
一般社団法人震災こころのケア・ネットワークみやぎ
一般社団法人BIG UP石巻
一般財団法人あしなが育英会
公益財団法人共生地域創造財団
公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン
特定非営利活動法人かぎかっこPROJECT
認定特定非営利活動法人カタリバ 女川向学館
認定特定非営利活動法人こども∞感ぱにー
特定非営利活動法人にじいろクレヨン
特定非営利活動法人放課後こどもクラブBremen
特定非営利活動法人やっぺす
宮城県環境生活部共同参画社会推進課（調整機関）